政務調査費(政務活動費)ガイドラインに関するWGの検討内容一覧(案)

区分	番号	項目	内容	現行ガイドラインの記載内容	検討事項	第8回会合決定事項
このの事関とれW検項すまG討にるでで	法改正の 考え方		・今回の法改正により新たな項が追加され、議長は政策確保に努めるものとする」とされた。	務活動費については、「その使途の透明性の	・議長においてしかるべくご検 討いただくよう報告した。	同左
	1	政務調 査活動 の成果	(政務調査費に関する検討結果報告書より抜粋) ・施行規程に定める様式(実施概要報告書や旅費等支出計算書等)は現行のもので役割を果たしており変更しないこととするが、議員によって記載の丁寧さが異なることから、目的成果が十分伝わるようにガイドラインの運用の中で議員や会派が分かりやすく記載できるよう、その表現を検討する。	「実施した調査研究活動について、テーマ ごとに具体的な 活動内容とその成果を記入 してください。」	・活動成果を明確にするため、 第15号様式の記載例を新たに 示すかどうか。	・活動成果を明確にするため、ガイドライン第 1 5 号様式の記載例を新たに示す。 (ガイドライン案 P . 3 6 ~ 3 7 修正)
	2	透明性 の確保	(政務調査費に関する検討結果報告書より抜粋) ・議員個々による情報発信については、議員によってその形態がさまざまであることから、それぞれがホームページや広報紙などによる自発的な情報公開に努めるべきである。 ・今回の法改正で議長による「使途の透明性の確保」が規定されたことから、この点については、議長においてしかるべくご検討いただきたい。		・議員個々による自発的な情報 公開について、ガイドラインに 追記するかどうか。	・議員個々による自発的な情報公開について、ガイドラインに追記する。 (ガイドライン案 P . 7 追記)
	3	事務の煩雑さ	(政務調査費に関する検討結果報告書より抜粋) ・議員分、会派分とも会派がとりまとめて3か月ごと に事務局に相談できるようガイドラインを改正すべき である。	・証拠書類が膨大になることから、 <u>議員分は概ね3か月分ごと、会派分は概ね6か月</u> ごとに事務局に相談することとします。	・下記のとおり文面を修正することに決定した。(第5回WG 資料2より) 「証拠書類が膨大になる事から、議員分及び会派分を概ね3か月ごとに会派でとりまとめて事務局に相談することとします。」	・ガイドラインの文面を修正す る。 (ガイドライン案 P . 1 0 修正)
区分	番号	項目	項目内容	現行ガイドラインの記載内容	検討事項	第8回会合決定事項

ガイを	4	広報でで	・広報費の「活動報告」冊子の按分方法について、下記の内容で収支報告書修正届が提出され、金額の返還が生じた。 修正内容 ・・・ 政務調査費を充当しない箇所の高さを計測し、A 4 紙の高さ(29.7cm)との割合で削除率を求めた。その率を 5 %刻みで削除したものをそのページの按分率として算出した。	図無な場合には、投力率をエアとこりで計算した額を支出できるものとしています。		・使用面積での按分方法は現状と 変更がないため、按分例の新たな 追記は行わない。
	5	調査研究内のにて	・法改正に伴う条例等の改正素案により、政務活動費 の経費区分が明確化される予定である。		・旅費等支出計算書の記載例を 修正するかどうか。	・旅費等支出計算書の記載例を修正・追加する。 (ガイドライン案 P.26~35 修正・追記)
	6	備品について	・備品購入は資産形成ととられるのではないか。	・備品購入については、所有権や備品管理等複雑な問題が多いことから政務調査費への計上は慎重に判断することとし、どうしても必要な場合は、所有権や備品管理等の問題が発生しないリース契約が望ましい。(P.13~14)	・購入した場合の計上・按分方 法等を更に明確にするかどう か。	・購入した場合の計上・按分方法 等を更に明確にするため、ガイド ラインを修正する。 (ガイドライン案 P . 1 6 ~ 1 7 修正)
	7	報道提 供につ いて	・平成24年9月3日の代表者会議において、政務調 査費収支報告の閲覧開始や修正報告を、閲覧等の前日 に県政記者クラブへ情報提供することを、事務局から 説明し、了承された。		・ガイドラインに、報道提供に ついて記述するかどうか。	・ガイドラインに、報道提供について記述する。 (ガイドライン案 P.9 追記)

別途、地方自治法改正等によるガイドラインの文言修正等が必要である。 全国都道府県議会議長会より、政務活動費の基本的考え方等が1月末に示される予定であり、そのことを受けてのガイドラインの見直しも必要である。